

農業やる気発掘 夜間ゼミオンライン

岐阜県の就農施策

岐阜県農政部農業経営課
担い手対策室就農支援係

本日の内容（就農（独立自営））

- 1 はじめに（就農までの道のり）
- 2 国の就農施策（新規就農者育成総合対策）
 - （1）資金面の支援
就農準備資金、経営開始資金
 - （2）経営発展への支援
経営発展支援事業
- 3 岐阜県の就農施策
ぎふ農業経営者育成発展支援事業
- 4 就農前の研修受講
（研修拠点、あすなろ農業塾）

1 はじめに（就農までの道のり）

就農までは就農相談、農業体験、就農研修といった道のりをたどります



○就農相談

- ・就農に関する情報収集（インターネット、本等）
- ・就農相談会への出席
- ・就農相談カルテの作成、自己資金を記載
- ・就農希望品目、希望地等に関する相談

○農業体験、就農研修

- ・ぎふ就農体感ツアー
- ・ぎふ中期農業体験研修
- ・農業やる気発掘夜間ゼミオンライン
- ・就農研修拠点での研修
- ・あすなろ農業塾長のもとでの研修
- ・青年等就農計画（就農後5年間の計画（資金借り入れ、機械導入等））の策定

○就農

- ・営農定着のフォローアップ支援を強化
- ・新規就農者の交流会開催を企画

資金



1 はじめに（就農までの道のり）

就農相談から研修、就農、定着まで一貫した就農支援 ～岐阜県方式～

◆地域の就農者育成プランに位置づけられた、就農相談から研修、就農、定着、発展まで一貫した「岐阜県方式」による就農支援に取り組み、地域農業を支える多様な担い手の育成や経営発展を推進
《多様な担い手とは、新規就農者、雇用就農者、定年帰農者、農業参入法人、集落営農など》

相談

研修

就農

定着

発展

【就農相談の実施】

- ・県内外で就農相談会を開催（対面、オンライン）
- ・移住定住局との連携

【就農・就業情報の発信】

- ・就農セミナー等の開催
- ・ポータルサイトにて情報発信

【現地研修会の実施】

- ・オーダーメイドの就農体験ツアー

【経営継承のサポート活動】

- ・情報収集とマッチング
- ・専門家派遣やセミナー開催

【農業関係学校との連携】

- ・農業の現場を学ぶバスツアー、出前講座の実施

【短期～中期研修の実施】

- ・農業やる気発掘夜間ゼミ（オンライン開催）
- ・農業体験研修

【長期研修の実施】

- ・就農研修拠点（18カ所）のDX推進

・あすなろ農業塾登録推進

【就農準備への支援】

- ・農地の借入相談、就農準備の助言

【研修期間の資金交付】

- ・新規就農者育成総合対策（就農準備資金）（国）
- ・ぎふ農業経営者発展支援事業（農業研修スタート型）（県）

認定新規就農者

【施設、機械の導入支援】

- ・各種補助事業、制度資金の活用

【技術・経営改善の伴走支援】

- ・経営開始後5年間の集中指導
- ・ICTを活用した技術指導

【就農後の資金交付】

- ・新規就農者育成総合対策（経営開始支援）（国）
- ・ぎふ農業経営者育成発展支援事業（経営チャレンジ型、キャリアチャレンジ型）

【収入保険等の加入促進】

- ・収入保険や農業共済の加入推進

認定農業者

【認定農業者への移行支援】

- ・技術、経営両面からのフォローアップ強化（伴走支援）
- ・認定農業者への移行を推進【経営規模の拡大等】

- ・各種補助事業、制度資金の活用

- ・ICTを活用した技術指導強化

【経営者へのステップアップ支援】

- ・専門家派遣や経営発展講座の開催

就農者育成プラン 各地域において産地が必要とする担い手育成の方向性を定めた、5年間の計画。
当プランに基づき効率的に就農支援を展開し、産地の実情に応じた担い手育成を推進する。

支援組織

- ・ぎふアグリチャレンジ支援センター（H29.4に（一社）岐阜県農畜産公社内に設置）
- ・地域就農支援協議会（県、市町村、JA、農業委員会等）20協議会で全市町村カバー
- ・就農応援隊（自治体、商工・観光団体、民間企業等）10地域応援隊と1連合応援隊

1 はじめに（就農までの道のり） 就農相談について

相談窓口

ぎふアグリチャレンジ支援センター

【窓口】

岐阜市藪田南5-14-12
シンクタンク庁舎2F
TEL 058-215-1550



相談会

「ぎふアグリチャレンジフェア」
岐阜市、名古屋市、オンライン
等で随時開催



【現地の相談窓口】

所属	担当課	住所	電話番号
岐阜農林事務所	農業普及課	岐阜市藪田南5-14-53(OKBふれあい会館内)	058-213-7401
西濃農林事務所	農業普及課	大垣市江崎町422-3(西濃総合庁舎内)	0584-73-1111(代)
揖斐農林事務所	農業普及課	揖斐川町上南方1-1(揖斐総合庁舎内)	0585-23-1111(代)
中濃農林事務所	農業普及課	美濃市生櫛1612-2(中濃総合庁舎内)	0575-33-4011(代)
郡上農林事務所	農業普及課	郡上市八幡町初音1727-2(郡上総合庁舎内)	0575-67-1111(代)
可茂農林事務所	農業普及課	美濃加茂市古井町下古井大脇2610-1(可茂総合庁舎内)	0574-25-3111(代)
東濃農林事務所	農業普及課	多治見市上野町5-68-1(東濃西部総合庁舎内)	0572-23-1111(代)
恵那農林事務所	農業普及課	恵那市長島町正家後田1067-71(恵那総合庁舎内)	0573-26-1111(代)
下呂農林事務所	農業普及課	下呂市萩原町羽根2605-1(下呂総合庁舎内)	0576-52-3111(代)
飛騨農林事務所	農業普及課	高山市上岡本町7-468(飛騨総合庁舎内)	0577-33-1111(代)

2 国の就農施策（新規就農者育成総合対策）

就農準備資金・経営開始資金

新規就農者育成総合対策
実施要綱別記2

- 次世代を担う農業者となることを志向する49歳以下の者に対し、就農準備段階や経営開始時の経営確立を支援する資金を交付。
※国が県に配分した予算の範囲内で交付されるものです。

就農準備資金

次世代を担う農業者となることを目指し、就農に向けて必要な技術等を習得するために研修を受ける就農希望者を支援

【交付対象者】 就農予定時に49歳以下の者

【交付期間】 最長2年間

【交付額】 12.5万円／月（最大150万円／年）

【主な要件】

- ① 独立・自営就農または雇用就農または親元就農を目指すこと
- ② 県が認めた研修機関等で概ね1年以上かつ概ね年間1,200時間以上研修を受けること
- ③ 常勤の雇用契約を締結していないこと
- ④ 原則、前年の世帯所得が600万円以下であること
- ⑤ 研修中の怪我等に備えて傷害保険に加入すること

【交付停止】（返還の場合あり）

- ① 研修を中止、休止した場合
- ② 研修状況報告を期限内に提出しない場合 など

【返還】

- ① 適切な研修を行っていない場合
- ② 研修修了後1年以内に49歳以下で就農しなかった場合
- ③ 交付期間の1.5倍（最低2年間）の期間、農業を継続しない場合
- ④ 独立・自営就農者について、就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者にならなかった場合
- ⑤ 親元就農者について、就農後5年以内に経営継承しなかった場合
- ⑥ 就農状況報告を期限内に提出しない場合 など

経営開始資金

次世代を担う農業者となることを目指し、独立・自営就農する認定新規就農者を支援

【交付対象者】 独立・自営就農時に49歳以下の者

【交付期間】 最長3年間

【交付額】 12.5万円／月（150万円／年）

【主な要件】

- ① 独立・自営就農する認定新規就農者であること
- ② 経営開始5年目までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画を策定していること
- ③ 経営を継承する場合、新規参入者と同程度の経営リスクを負うと市町村長に認められること
- ④ 人・農地プランに中心経営体として位置づけられている、または農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- ⑤ 原則、前年の世帯所得が600万円以下であること

【交付停止】（返還の場合あり）

- ① 経営を中止、休止した場合
- ② 原則、前年の世帯所得が600万円（資金含む）を超えた場合
- ③ 就農状況報告を期限内に提出しない場合
- ④ 適切な経営を行っていない場合

【返還】

交付期間終了後、交付期間と同期間以上、同程度の営農を継続しなかった場合

2 国の就農施策（新規就農者育成総合対策）

経営発展支援事業

新規就農者育成総合対策
実施要綱別記 1

- 次世代を担う農業者となることを志向する49歳以下の者に対し、就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の初期投資的な経費を支援。 ※国と県の予算の範囲内で交付されるものです。

事業概要

- 【事業期間】 令和4年度
- 【補助対象事業費】 上限1,000万円 ※夫婦の場合は1.5倍
(経営開始資金の交付対象者の場合は500万円)
- 【補助率】 3/4以内(国1/2、県1/4)
- 【交付対象者】 独立・自営就農時に49歳以下の者
- 【交付対象者の主な要件】
 - ①令和4年度中に独立・自営就農すること
 - ②認定新規就農者であること
 - ③経営開始5年目までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画を策定していること
 - ④経営を継承する場合は、継承する経営に従事してから5年以内に継承する者で、継承する経営を発展させる計画を立てること
※所得、売上、付加価値額のいずれかを10%増、又は生産コスト10%減
 - ⑤人・農地プランに中心経営体として位置づけられている、または農地中間管理機構から農地を借り受けていること
 - ⑥雇用就農資金及び経営継承・発展支援事業の交付を受けていないこと
 - ⑦本人負担分について、融資を受けていること(青年等就農資金 可) など
- 【助成対象】 機械・施設等の取得、改良またはリース、家畜導入、果樹・茶の新改植、農地等の造成、改良又は復旧
- 【助成対象の主な要件】
 - ①事業費が整備内容ごとに50万円以上
 - ②対象機械等は新品の法定耐用年数が概ね5年以上20年以下のもの
また、中古の場合は、中古耐用年数が2年以上
 - ③運搬用トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト、ショベルローダー等の農業経営以外の用途に容易に供されるような汎用性が高いものではないこと
 - ④交付対象者が立てる計画の達成に直結する者
 - ⑤園芸施設共済、農機具共済、民間の保険等への加入等、気象災害等による被災に備えた措置がされるもの
 - ⑥令和4年年度内に取組完了確認ができるもの
 - ⑦本事業以外の国及び県の助成事業の対象として整備するものではないこと(融資に関する利子の助成措置を除く。)
- 【財産処分】(返還の場合あり)
整備した機械・施設等を処分制限期間(耐用年数に相当する期間)内に、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け等する場合は、市町村への財産処分の申請が必要
- 【報告】
事業実施年度の5年後まで年2回(7月、1月)就農状況報告を提出
- 【返還】
虚偽の申請をした場合
- 【目標年度】令和8年度(事業実施年度の4年後の年度)
※交付対象者が、目標年度までに計画した取組を達成できなかった場合は、改善計画を提出し目標達成に向け取り組んでいく必要がある。

3 県の就農施策

研修時、就農時に関する支援金のスキーム

就農時年齢		49歳以下	50歳以上54歳以下	55歳以上60歳未満
研修	独立・自営就農	【国】新規就農者育成総合対策事業（就農準備資金）		
	雇用就農			
	就農後5年以内に経営継承する場合			
	就農後5年以内に経営継承しない場合	【県】ぎふ農業経営者育成発展支援事業（農業研修スタート型）		
経営開始	独立・自営就農	【国】新規就農者育成総合対策（経営開始資金）		【県】ぎふ農業経営者育成発展支援事業（キャリアチェンジ型）
	親元就農	全体継承		【県】ぎふ農業経営者育成発展支援事業（経営チャレンジ型）
		一部継承		
		部門経営		
		専従者給与共同経営者		

3 県の就農施策

ぎふ農業経営者育成発展支援事業

- 自らの目標に向かって知識や能力等を習得しようとする研修生や新規就農者に対して支援金を給付する県独自の給付制度

※国の就農準備資金・経営開始資金との併用は不可。

【事業実施主体】 市町村

1 農業研修スタート型

対象者：次世代を担う農業者となることを志向し、長期研修を受けて原則55才未満で就農する者

給付額：100万円以内 ※県の補助金は50万円以内

主な要件：農業次世代人材投資事業(準備型)に準じる(親元就農時の5年以内の経営継承要件等は不要)

2 経営チャレンジ型

対象者：18歳以上55歳未満で新たに就農してから1年が経過しておらず、認定農業者や担い手リーダーとなることを志向する者

給付額：100万円以内(夫婦の場合は、150万円以内) ※県の補助金は50万円以内(夫婦の場合は、75万円以内)

(1)独立・自営就農タイプ

主な要件：経営発展につながる研修計画をたて、研修を受講すること

給付対象者が人・農地プランに位置付けられていること 等

(2)親元就農タイプ

主な要件：経営発展につながる研修計画をたて、研修を受講すること

親又は祖父母いずれかが、認定農業者であること。

親又は祖父母いずれかと給付対象者が、人・農地プランに位置付けられていること

専従者給与を受給していること、または親又は祖父母が経営する一戸一法人の共同経営者となること

家族経営協定を締結していること 等

※国の経営発展支援事業との併用は不可。

3 キャリアチェンジ型

対象者：55歳以上60歳未満で新たに就農してから1年が経過しておらず、GAPやスマート農業、6次産業化等に取り組むことを志向する者

給付額：50万円以内(夫婦の場合は、75万円以内) ※県の補助金は25万円以内(夫婦の場合は、37.5万円以内)

主な要件：経営発展につながる研修計画をたて、研修を受講すること

給付対象者が人・農地プランに位置付けられていること 等

※国の就農準備資金・経営開始資金の活用を優先してください。また、県予算の範囲内で給付されるものです。

3 県の就農施策

ぎふ農業経営者育成発展支援事業

- 自らの目標に向かって知識や能力等を習得しようとする研修生や新規就農者に対して支援金を給付する県独自の給付制度

※国の就農準備資金・経営開始資金との併用は不可。

【農業研修スタート型】

事業実施主体：市町村

対象者：次世代を担う農業者となることを志向し、長期研修を受けて原則55才未満で就農する者

給付額：100万円以内 ※県の補助金は50万円以内（研修期間は最長1年間）

主な要件：

- 県内での就農予定で、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。
- 研修期間を通して就農に必要な技術や知識を研修すること
- 研修終了後に親元就農（親族が経営する農業経営体に就農することをいう。以下同じ。）する予定の場合は、家族経営協定等により給付対象者の責任や役割を明確にすること
- 研修終了後に独立・自営就農する予定の場合は、就農後1年以内に認定新規就農者又は認定農業者となること
- 研修中の事故による怪我等に備えて、傷害保険に加入していること
- 研修終了後に独立・自営就農あるいは雇用就農する予定の場合は、就農予定市町村及び就業予定先への訪問や面談、インターンシップ等の活動を行うこと。
- 給付対象となる研修期間開始から半年以内に上記の要件等を全て満たした者であること など

主な返還要件：

- 研修状況報告及び就農報告を行わなかった場合
 - 2年間の営農継続が確認できない場合
 - 研修終了後、1年以内に県内で独立・自営就農、雇用就農、親元就農しなかった場合
 - 事業実施主体の市町村と異なる市町村に就農した場合【市町村給付分のみ】 など
- 計画の承認申請時期： 研修開始から半年以内に申請【4月1日に開始した場合は9月末】

3 県の就農施策

ぎふ農業経営者育成発展支援事業

- 自らの目標に向かって知識や能力等を習得しようとする研修生や新規就農者に対して支援金を給付する県独自の給付制度 ※国の就農準備資金・経営開始資金との併用は不可。

【経営チャレンジ型】

事業実施主体：市町村

対象者：新たに就農してから1年が経過しておらず、認定農業者や担い手リーダーとなることを志向する者

給付額：100万円以内(夫婦の場合は、150万円以内) ※県の補助金は50万円以内(夫婦の場合は、75万円以内)

(1) 独立・自営就農タイプの主な要件：

- 経営発展につながる研修計画をたて、地域就農支援協議会や県等が実施する研修を受講すること
- 就農後6年以内に認定農業者となる計画であること
- 給付対象者が人・農地プランに位置付けられ又は位置づけられることが確実と見込まれること 等

(2) 親元就農タイプの主な要件：

- 経営発展につながる研修計画をたて、研修を受講すること
- 就農後6年以内に認定農業者となる計画であること
- 親又は祖父母いずれかが、認定農業者であること。

親又は祖父母いずれかと給付対象者が、人・農地プランに位置付けられていること

専従者給与を受給していること、または親又は祖父母が経営する一戸一法人の共同経営者となること

家族経営協定を締結していること 等

計画の承認申請：経営開始から1年以内

※国の経営発展支援事業との併用は不可。

【キャリアチェンジ型は省略】

※国の就農準備資金・経営開始資金の活用を優先してください。また、県予算の範囲内で給付されるものです。

4 就農前の研修受講（研修拠点）

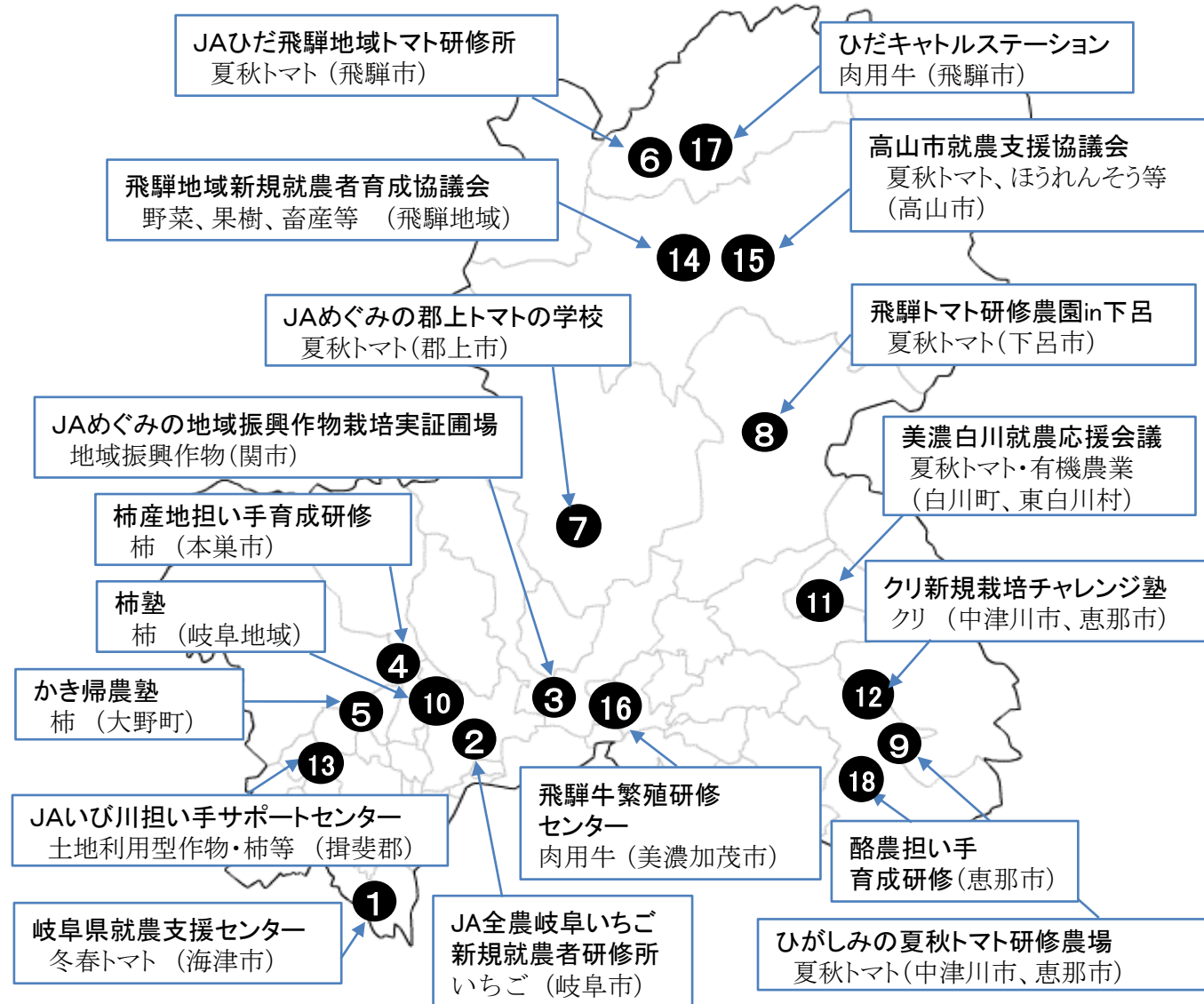
実践的な技術・経営を学び、就農したい！

◎ 就農に向けた研修施設などで農業技術・経営を学ぶ

就農研修拠点

これまでに開設した就農研修拠点

【18か所】



4 研修拠点の一例：岐阜県就農支援センター（海津市）

実践的な技術・経営を学び、就農したい！

施設概要

平成26年4月開設

- トマト独立ポット耕栽培研修ハウス
3,456㎡（1,728㎡×2棟）
間口7.2m×6連棟、奥行40m、軒高3mを2棟整備
10aあたりポット数 2,400株
暖房機、ミスト、炭酸ガス発生装置、循環扇
- 土耕栽培ハウス
432㎡
間口7.2m×3連棟、奥行20m、軒高3m
- 事務・研修棟
木造平屋建て 247㎡
- 作業棟
鉄骨平屋建て 126㎡



<研修ハウス>



<事務・研修棟>

4 研修拠点の一例：JAめぐみのトマトの学校（郡上市）



実践的な技術・経営を学び、就農したい！

施設概要

平成28年4月開設

□研修ハウス 1,632㎡（間口6m×奥行34m 8棟）

□作業棟 90㎡（間口6m×奥行15m 1棟）

動力噴霧器、背負動力噴霧器、灌水設備
軽貨物自動車

□研修管理棟 1棟



<収穫>



<研修ハウス>



<研修管理棟>

あすなろ農業塾長の登録状況

令和4年3月31日現在

合計 112名

飛騨市 8名
夏秋トマト、ほうれんそう、桃、りんご、
肥育牛、肉用牛繁殖、菌床しいたけ他

高山市 23名
夏秋トマト、ほうれんそう、水稻、メロン、和牛
繁殖、酪農、スナップエンドウ、りんご、桃他

郡上市 14名
夏秋トマト、ほうれんそう、だいこん、にんじん、アスパラガス、
夏秋いちご、トルコギキョウ、水稻、なし、花き園芸、和牛繁
殖など

本巣市 6名
柿、いちご、トマト、露地野菜、
水稻、小麦他

山県市 1名
露地野菜・施設野菜、
水稻、採卵鶏

白川町 11名
夏秋トマト、水稻、露地野菜、
有機農業、採卵鶏、大豆、
小豆、原木しいたけ、雑穀、
えごま他

下呂市 5名
夏秋トマト、ほうれんそう、菌床しいたけ、
肉用牛

東白川村 4名
夏秋トマト、菌床しいたけ他

関市 2名
夏秋なす、里芋、トマト、ブルーベ
リー、いちご他

七宗町 1名
トマト、小松菜

中津川市 13名
夏秋トマト、シクラメン、水稻、
飼料稲、大豆、ブロッコリー他

揖斐川町 2名
いちご

大野町 2名
いちご、柿

美濃加茂市 1名
いちご

川辺町 1名
いちご

恵那市 3名
夏秋トマト、いちご、桃、水稻、
ナス、わらび他

池田町 1名
いちご

富加町 1名
鉢花

海津市 1名
なす

岐阜市 10名
いちご、えだまめ、ほうれんそう、
だいこん、柿、露地野菜、施設野
菜、水稻、小麦、イモ類、ブルー
ベリー、トマト、生薬、サカキ他

各務原市 2名
にんじん、白菜、だいこん、
ミニトマト

あすなる農業塾での指導

- あすなる農業塾長のほ場で1年～2年間、プロ農家の指導を無料で受けられます。
- 関係機関（市町村、農業委員会、JA、農林事務所等）が一体となって、就農を支援します。



トマトの育苗指導



トマトの生育状況の把握

最後に

岐阜県では、関係機関と一体となり、
農業を始めたい人を応援します！

不安なこと（栽培技術、経
営、住居、資金等）にも
親切な対応をします！

岐阜県での就農・就業
お待ちしております！

